

# 米沢城下絵図について

——地図史的考察の試み——

## はじめに

これまでの城下絵図の研究は、専ら歴史地理的な視点から行なわれ、地図学史的な捉え方はほとんど省みられなかったように思う。たとえば既刊の城郭絵図集成、市街古図集の類においても、おおむね個別城下について歴史地理のないし城郭史的解説が加えられているのであり、地図史的な視角をほぼ欠如している。

ここで扱おうとするところも、一個別城下——米沢についてではあるが、その城下町プランの構造の究明に目的があるのでない（この点についてはすでに拙著『都市プランの研究』・『城下町』でも述べてある）。実は小稿は、別稿として準備中の〈城下絵図史の方法〉確立のための手がかりの一つともしようとするものであり、裏返していえばその〈方法〉の適用例でもある。

もっともその新しい〈方法〉はその一でみられるように未だ模

矢 守 一 彦

案中の段階にとどまっており、御批判・御教示を切望する次第である。またその二で紹介する享保十年「御絵図御指図帳」は、藩側が兢兢として幕府へ提出の絵図作製に従っている様子とともに、その描法を伝えるものとして興味ぶかい。諸城下についてのこの種の史料が発掘され、紹介される機縁ともなればと考えてここに附帯した。なおリストの諸絵図は、第一（正保）が内閣文庫所蔵である以外は、すべて米沢市立図書館の所蔵にかかる。昭和三十七年八月および四十七年十月の調査に際してたまわった御厚意に対し、ふかく感謝します。

## 一 城下絵図史的な観察

(1) 主題、とくに各絵図間および城絵図との関連

主題ないし表現対象地域からみると、一般に城下町を描く絵図は、(一)城地・城下をふくめた城下町プランの全体を対象とするも

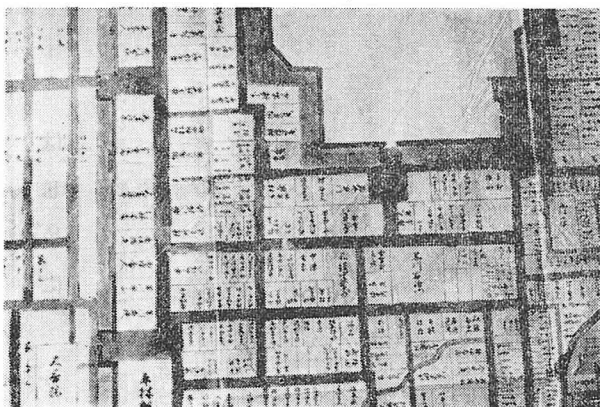


写真1 リストの No.3 (万治年中, 部分)

のと、(≡)そのうちの特定の部分を扱うものに大別できよう。さらに(≡)は①城地を除く②城下の全域、および③特定地区を描くものに細分しておくのが、整理の都合上、便利であろう。

リストに掲げた一四点を右の分類式に即して

説明すると、第三分巻)は中濠内、すなわち二ノ丸以内の部分空白とし、三ノ丸内および三ノ丸外の家中の屋敷割を主題とした図で、(≡)の①にほぼ該当する(写真1)。

つぎに第九・十(明和六)および第十二・十三(文化八)は表題どおり地区別の諸奉公人屋敷割図で、(≡)の②におおむね該当する。

No.	名 称	製 作 年	縦×横(cm)	縮 尺	
1	羽前国米沢	正保3 (1646)	235.5×297.0	(A)	(B)
2	御城下絵図	承応2 (1653)頃	206.0×280.3	1/646.5	1/1,700
3	御城下絵図	万治年中(1658—60)	177.0×134.7	1/740.3	1/1,781
4	御城下絵図	元禄7 (1694)	171.0×223.0	1/850.2	1/2,200
5	御城下町割絵図	享保7 (1722)	186.0×190.0	1/559	1/1,460
6	御城下絵図	享保10(1725)	205.0×278.0	1/646.5	1/1,700
7	御城下町割略御絵図	享保10	117.0×147.0		
8	米沢御城下絵図	明和6 (1769)	148.7×121.0		
9	諸奉公人屋舗絵図	明和6	116.0×186.0		
10	諸奉公人屋舗絵図 南原五町, 六十在家, 長手新田 花沢八町, 山上三町, 橋本町共	明和6	188.0×59.0		
11	御城下絵図	明和6	190.0×187.0	1/559	1/1,460
12	諸奉公人屋舗絵図 花沢山上	文化8 (1811)	149.0×72.1		
13	諸奉公人屋舗絵図 館山通	文化8	87.3×107.0		
14	御城下絵図	文化8	212.0×134.0	1/665	1/1,739

「おおむね」というのは、これらの「諸奉公人屋敷」は、多数の陪臣集落(郷土集落)とともに米沢藩に独自のいわゆる「原方屋敷」であって「原方屋敷は城下侍屋敷の延長であるが」という性格のものではあるが、リスト第十三の「館山通」以外は城下町プランの上からも「城下町」には包摂しにくいし、事実、第一〜第八および第十四の城下絵図からは除かれているからである。

そしてリストのうち右以外はすべて(一)、すなわち城地・城下の両者を描くものであるが、そのなかにもあっては、両者のいづれか一方にウエイトをおくことによつて差異が生じている。この際、城地の部分について比較的、筆の略されている図は、別に城絵図(さらには後にふれる「副目録」)が用意されていた場合とみてよい。たとえばリストの第七の上袋には、

享保十乙巳年九月十六日

御城下町割略御絵図御

但御差図相替御城絵図与一

差上之

とあつて、事実、同時に城絵図や副目録が作製されたことは、その二でみるとおりである。

また第八(明和〇)は本丸および二ノ丸内の諸施設が精細に表わされているのに対し、三ノ丸より外については、たとえば侍屋敷

地区にも「侍小路」とあるだけで、寺社についてはその位置も記載されず、町屋地区においても町名すら注記されていない(この点<sup>④</sup>)。基本的には前年の明和五年の城絵図の主題と異ならない。一方、同じく明和六年の第十一では、城下についての記載が詳しい。あるいは第十一は第八ないし明和五年の城絵図とベアをなすものかと考えられるのである。

ところでつぎに掲げる第五の「御城下町割絵図」(享保七)の裏書は、このような各絵図間の関係をうかがいうる資料としてまことに興味ぶかいものがある。

④ 江戸御役人中より御用候者大概此趣にて可然事

但元禄十三新御絵図之砌御諸家御城下図可罷出由御沙汰ニ付て内々調之御成へ入置公儀へハ不差出候

⑤ 御堀渡ニ付而見出シ差上ル

略ノ御城下図

先

岩瀬小右衛門

① 国絵図の調進に伴なつて、あるいは巡見使の来藩、城郭修理の願出などに際し、諸藩においては幾度か、幕府への城絵図・城下絵図の提出を余儀なくされた――以下、この種のを「幕用絵図」と仮称するが、この地図表現における精粗のかねあいの面倒な「江戸御役人中ノ御用候」際の城下絵図について、当藩としての一応の標準、いわば「モデル」が、このあたりではほぼ定まっ

たらしいことを示している点で、④の記事は注目をひく。そして

実際に、後年、同様に幕用に供したと思われる第十一（明和六）は、リストの縮尺欄にみるように、この第五と全く同じスケールであり、後者は前者を引き写しにしたものと解しうるのである。

そしてこの「ヘモデル」の複製が「享保七年」よりは少し遡り、元禄十三年の新国絵図調進の砌であることを⑤の個条は物語っている。しかも著目すべきは、いわゆる「元禄国絵図」の際は、「正保国絵図」のときのようにには必ずしもすべての藩が城絵図ないし城下絵図を「差出」なかったのではないかということを示唆している点であろう。

⑥かくて元禄十三年には幕用としては使われずに終った「ヘモデル」が、実際に活用されたのは「御堀浚付而」の願出のときであった。この堀浚というのは正徳元年以降、数年にわたって行なわれたもので、この間の事情はつきに掲げる裏書の貼紙の⑦の個条がつかえている。

⑧ 此御図之内付紙之分へ享□十年ニ改申通也

⑨ 此御城下古御絵図正徳元年御□

御□絵図之御写本ニ罷成候

⑩ 由享保十年ニ御国目付□之節

□差上候御城下略絵図ノ□

後ノ

⑪ 岩瀬小右衛門相勤

そしてこの記事に照応する絵図としては、米沢市立図書館に「米沢城御堀浚之絵図」（正徳元年七月）が所蔵されているが、これは表題どおり、濠のみを描き出したもので、その所々に「此所東西十六間埋申候」・「此所南北八十間双方岸通埋申候」などと要修復箇所を注記した底のものである。ところがこの絵図につきのような文章が記されていて、さし戻されたこの図と入れかわりに提出された絵図こそ、件の「ヘモデル」に則ったものであろうことを推測させるのである。

此御絵図当卯七月廿一日阿部豊後守殿江以片桐六郎左衛門御差出被成候処同廿二日豊後守殿江六郎左衛門被為呼被仰渡候趣者堀形矢倉付堀之幅付侍屋敷町屋敷共ニ被相調候以絵図被相親候様ニ而御差図有之此御絵図被相返候ニ付而用捨ニ罷成候得共一通豊後守殿入御披見候御絵図付而 御判切披御藏江入置之者也 正徳元卯年九月十一日

また別に「米沢城御堀浚之御絵図入日記」（正徳元年七月―享保五年三月）なる史料も残されている。

さらに同貼紙の⑫では、この「ヘモデル」がリスト第七関連の享保十年の国目附への提出図の下図ともなったことが述べられている

るが、この享保十年関係についてはその二で一括して紹介したい。  
なお⑤の岩瀬小右衛門についてもその際にふれる。

(2) 図式・注記など——とくに正保絵図との関連

いわゆる正保の城絵図は、幕府対諸藩の関係においても意義ぶかいものがあるが、これは別にしても——城下町の地図的表現に、幕命による統一的な描法・図式・注記などを諸藩にもたらしたという点で、城下絵図史上、画期的な意味をもつと評価してよいと考える。しかし正保城絵図全般についての考察も別稿を用意しているもので、ここでは米沢の場合に即して、これが後代の城下絵図に及ぼした影響を中心にして述べ、併せてリストの各絵図の特色にもふれてゆきたい。

**平面図と景観図** リストアップした諸図はおおむね基本的には平面図 Grundriss であるが、これに部分的に景観図 Ansicht（鳥瞰図その他、絵画風の描法）が加味されている。景観図法をとっているのは、一つは諸郭の櫓・門・塀・土塁などの部分においてであり、いま一つは山や樹木である。山などの地形の起伏の場合は、いまだ等高線図法を知らない時代のやむを得ぬ手段でもあったが、樹木の場合は「絵図山木の書様之事」<sup>①</sup>との幕府の指図に従ったものと思われる。同様に正保絵図において天守・櫓・門などの軍事的重要施設が、鳥瞰図というより立面図 Aufsicht 的に描出されて

いることにも、やはり同様の事情が考えられる。他城下ではやがて櫓を■などの記号で示した絵図もあらわれるが、米沢の場合は少なくともリストの第十四にいたるまで、正保絵図式が保持されている。

また一般に城内・外の主要な神社にも景観図が用いられることが多いが、米沢の場合、リストの第一・七・十一——これらは後にもふれるように幕用絵図と思われるグループである——および第八などでは、たとえば林泉寺についても景観図的な描出を欠いている。幕用絵図と藩用絵図とを識別する一つのメルクマーとなるであろうか。なお橋についても大手などの主要な橋は景観図的に表現されているが、群小の橋は正保絵図でも、いわゆる「橋印」を以って代えられている。

城下周辺の田地の表現についても同じような見方ができる。正保絵図はほとんどの藩において、幕府御用の狩野派の絵師に描かせているので、上記の櫓・門・山・樹木などにもほぼ共通した特色が見出せるのであるが、田地についても例外ではない。そしてそれは景観図というよりは、「写生」より発した記号に転化している。しかし米沢の場合は、この正保式の〈水田記号〉は後代には伝わらず、リストの第二（承応）では田地は早くも緑ユラルドグリーン色という「色」で表示され、のちの第六（享保十）などもこれに従っ

ている。

色による記号化 右でもふれたように、私は城下絵図における彩色に、色による記号化の進展をみようとするものであるが、城濠・河川などの水系を「水色」で彩ることも、写生というよりは記号化として捉えた方がよいと思う。前引の国絵図についての指示にも「海川水色書様之事」とみえるが、これはむしろ正保以前すでに定着していた水系表現の慣例を〈法文化〉したものであろう。そして正保城絵図(第二)をはじめ、リストに掲げたすべてにおいて、水系は水色というルールだけは定着している<sup>⑬</sup>。土居は「緑色」という約束も各図に共通しており、水系↓水色とほぼ同じようにして記号化したケースであろう。

これに比べると、道を黄色で彩ることはそれほど普遍的ではなく、第一(正保)および第三・四・五が黄色である以外は、第二・六は薄桃色、第八・十一は薄茶色、第十二・十四は水色ないし紺色というように相違がみられる。

侍屋敷・足輕組屋敷・町屋・寺社などの屋敷地区分ないし土地利用区分に、色分けが施してあるのも地図における記号化の一種といえるが、第一(正保)には「侍町」・「足輕町」・「町屋」・「寺町」という注記が、ブロック毎にいちいち書込まれていて、彩色による区分はない。これは正保絵図一般にほぼ共通しているこ

とである。その他の各絵図には何らかの屋敷地色分けがなされている。しかし侍屋敷や足輕組屋敷については黄土色ないし薄茶系統、あるいは第三・五のような薄桃色など、また町屋の場合も薄桃色系統が多いが、水系・土居ほどの画一性は認められない。

このようななかであって、第八(明和)は前記のように二ノ丸以内を主とした絵図であるが、詳細な注記とともに次ぎのような「色分」に則って彩られ、これを図柄の外に凡例として添えている点で注意をひく<sup>⑭</sup>。

(灰) 〇建形 (茶) 〇門井多門 (薄赤) 〇土蔵 (白) 〇寺院 (水) 〇番所并諸役所  
朱線 〇壱通筋

注記 これは絵図の主題によって重点のおき方が当然異なっているが、侍屋敷については、屋敷割に個々の住人を記入してあるもの(屋敷割絵図)と、然らざるものに大別できる。そして前者は藩用絵図である場合が多く、製作の主目的が「屋敷割」の表示にあることは明白である。これに対し幕用絵図ではほとんど一般的に、ブロック単位にそこが侍屋敷地区であるか町屋地区であるかなどを示すのみである。

正保絵図(第二)が後者に属するのをはじめ、第五・七・十一あるいは第八も幕用絵図ないしその関連のものとして推察する理由の一つはここにあるのである<sup>⑮</sup>。また逆に屋敷割入りであることから、



写真2 リストの No. 11(明和6, 部分)

第六は同じ享保十年の第七の藩用の下絵とみるのである。

なお侍屋敷には任人名が記入してある城下絵図でも、足輕組屋敷についてはこれを省略している場合が多いが、米沢の場合は第九・十・十二・十三が表題どおりであるのは勿論のこととして、第二・三・四・六・十一・十四においても侍屋敷と同等に扱われている。また藩

用絵図に各藩政  
・町政機関が注  
記してあるのは  
当然であるが、  
幕用絵図にもた  
とえば「御代官  
屋敷三軒」・「御  
目附屋敷三軒」  
などの注記がブ  
ロック毎に施さ  
れている(第五)。  
町屋地区では  
ブロック単位に  
軒数が第七をの

ぞくいずれにも記入されており(写真2参照)、寺社については、藩用絵図では個別の寺号・社名が注記してあるのに対し、幕用絵図では正保以来「寺町」(第二)ないし「寺屋敷」(第五)、「寺屋敷〇軒」(第十一)のごとくこれを略してあるという一般論を出せそうに思う。しかし第七(享保)だけは、他の事項がたとえば「侍屋敷」・「奉公人屋敷」式になっているのにもかわからず、小寺院にも宗派・寺号が書込まれている——この点、その二でみる「御指図」の当該の個条に符合する。

**軍事的注記** 正保絵図の最大の特色の一つは、すでにふれたように、屋敷割などが不問にされているのに対し、城郭はむろんのこと、城下ならびに城下周辺についても軍事的に重要と思われる事項はもれなく書上げさせている点であろう。米沢の場合も幕命に則り、諸郭の面積、土居や濠の高さ、幅、そして深さ長さなどが逐一注記され、「侍町小路割并間敷」において詳しく、またこの点に関しては「町屋右同断」である。

これらの点は後の幕用絵図にもうけつがれる。第四(元禄七)もこれに属するが、さらに「此外曲輪より山際迄拾一丁山高サ式丁」というようなことも書き加えられている。これも正保絵図において羽山のあたりに「此山居城本丸ヨリ拾六町高サ式町」とみえる、その流れをひいているのである。

また正保の幕命には「山城平城書様之事」との一個条があって、すべての正保絵図が、たとえば米沢の場合「本丸平城東西七拾五間南北六拾間」という形式が採られているが、第五および第十一にはこの「本丸平城」が再登場しているのは、これらが幕用絵図であることの一証左となろう。

なお第七が幕用絵図でありながら、たとえば城濠にも「堀」とのみあって、その規模などを詳記していないのは、前記のように別に「御城絵図」を提出しているためである。逆に第六が藩用絵図にもかかわらず、軍事的事項についても詳しいのは、第七提出のための下図であったためと解される。

個々の通り(街路)の長さ(間数)の記載は、その後の幕用絵図には必ずしも踏襲されず、たとえば第七の場合のように別に「米沢町方町数間数并屋鋪数書上申帳」が添えられている。一方、第十二・十四などの藩用絵図にも「今町端ヨリ信濃町入口迄式町五間」などの記事がみられる。なお通りに当該の町名を記入することは、幕用・藩用の別また屋敷地の別を問わず、リストに掲げた第二以下の諸図のすべてで行なわれているが、正保絵図だけは、これを求められていないので書いていない。

**精度** まず方位についてみると、いずれも東西南北を記し、城下町の全プランを描く場合は東を上にしてある。これは城西部

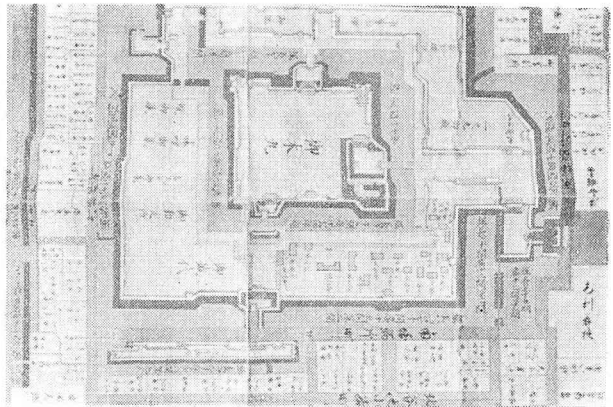


写真3 リストの No. 14 (文化8, 部分)

岸の南北の長さであり、Bは堀立川橋東詰より(現在の屋代町交叉点を経て)今町入口までの東西の距離である。作業時間の都合上、二カ所についてしか計測できなかったが、これだけについてみても、城郭部のAでは約六〇〇分の一〜八〇〇分の一、Bは一、四五〇分の一〜二、二〇〇分の一となり、全般に前者は後者の三倍

に細長く足輕組屋敷地区が延びているため、図柄の安定を考えたのことも思われ、正保絵図以来の伝統である。つぎにリストの縮尺欄のように、若干のものについて試みにスケールを調べてみたが、ここでAというのは内濠西辺の外側



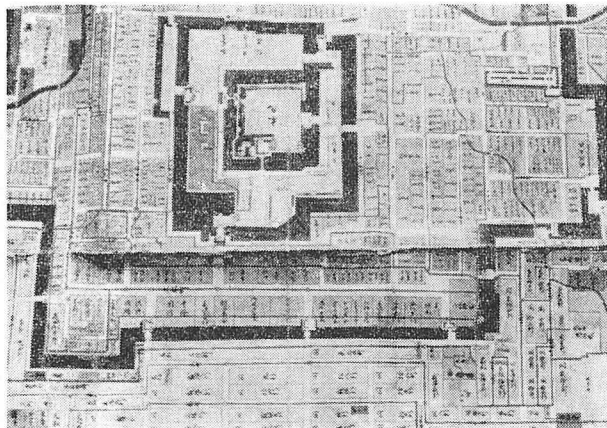


写真4 リストの No.2 (承応2頃, 部分)

とは、仙台の場合について阿刀田令造も指摘されており、またドイツの建築史家であるグッチェも丹波篠山について「正保絵図の表現の上にも社会的ピラミッド構造が強調されている。つまりそれぞれ

近く小縮尺をもって描かれているのに気づく。逆にいえば城下部は故意に縮小して書いているわけで、この件はその二の「御指図帳」でも指示されているのである。測量ないし地図製作技術の未熟による地図の歪といった性質の話ではないのである。

正保絵図において城郭が城下に比べて拡大して描かれているこ

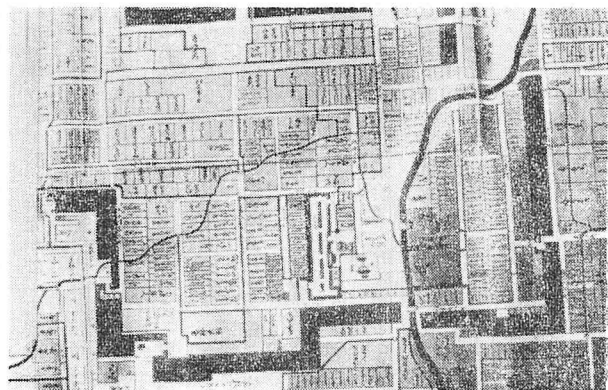


写真5 リストの No.7 (享保10, 部分)

て、軍事施設の詳細な書上げを目的としていたためであると解すべきであろう。

なお、この作業の結果、気づいたのは、表示のように第二と第六、第五と第十一がA・B両個所とも全く同一縮尺になっていることで、第六と第十一は新たな測量によったものではなく、それ

れの地区に居住する者の社会的クラスの上下によって、たとえば街路の幅も拡大あるいは縮小して描出されているのである。——城郭などの防禦施設は拡大して力強い都市像を将軍に呈示したのであるとして、これは元来、正保絵図がその名も「城絵図」であっ

それぞれ明らかに第二と第五をベースにして部分的改訂を補したものであることを物語っている。第二と第六は町屋の色分けにおいて前者が薄茶、後者が薄桃という程度の差があるだけで、土居・深・侍屋敷地区の彩色をはじめ本丸の櫓・門・塀などの景観図の描き方、注記の記事さらには記入位置などまで全く似通っている。第五と第十一についてもこれと同じことが指摘でき、ともに「本城平城」式であることは前にふれたとおりである。

## 二 享保十年「御絵図御指図帳」

ここに紹介するのは、表紙に左のように書かれた一綴の文書で、米沢市立図書館の所蔵である。

享保十乙巳年九月十六日

御目附御用四冊之内 二

御絵図御指図帳

岩瀬小右衛門

この時の「御目附」については後にふれる。四冊のうちその一はつぎの副目録である。

御上り御当所共ニ三通美濃紙ニメ此帳面之寸法也

享保十乙巳年八月十六日書出

諸帳面四冊ノ内ノ一

御城絵図副目録御扣

御三階并其外御門等迄之梁間行間ノ長短ハ御絵図ニ可記申存候御帳ニハ可除申候

岩瀬小右衛門

その三と四は同じく十年七月の「米沢御城下町敷并間敷屋鋪数書上申帳」と「米沢町方町敷并間敷屋鋪数書上申帳」で、前者は『藩制成立史の総合研究』に「武家屋敷町の位置とその家数」として表の形に整理して紹介されている(三二一～三二四ページ)。

これらの記録を残した岩瀬小右衛門家は、少なくとも後記の貞享の境論そして元禄の国絵図のころ以降、代々米沢藩の「御絵図方役」として測量・絵図関係の任に当たったものらしく、「御絵図目録・別帳目録・諸書物共」なる綴り(岩瀬氏蔵のもの)を文久元年堀江氏が写した(もの)には、当藩関係の夥しい国絵図・城絵図・城下絵図・村絵図等の目録(リストに掲げたもの)も、これにほとんど含まれている)や諸国の城絵図・町絵図などが道別・国別に整理して書き留められている。また「出羽一國大絵図」(元禄十四)、「御領御私領境御絵図」(元禄二)、あるいは「糠野目村松川通り欠落ニ付堀替ノ絵図」(寛政元)など多くの国絵図・国境絵図の類、また前に掲げた城絵図・城下絵図のほとんどに「岩瀬小右衛門」あるいはその末裔の「三左衛門」の名が記されているのである。

右の国絵図や境界争論関係の絵図については「米沢通鑑要覽」

の巻之三、元禄十年四月の項に「幕府求諸藩領内絵図村高書上

絵図師岩瀬小左衛門相調へ勘定所へ持出」また「板谷李平境争論

裁決 岩瀬小左衛門勘定次役勝股八右衛門兩人出府吟味ノ上我方

利運ニ濟ム此事一本十一年十二月二十二日ニ属ス勘定所ニテ裁決

絵図裡ニ老中並勘定奉行ノ印形証書ヲ賜ハル李平ノ百姓ハ追放ト

ナル此公事元禄九年ニ起ル」(これらの件は「米沢春秋」にもほぼ同文

の記録が載っている)、あるいは少し遡って貞享元年九月の項に

「九月有和田山境論 伊達郡茂庭村ニテ屋代郷和田山ノ境ヲ争フ

依テ御使番関原八左衛門御絵図役岩瀬某出役ス」などの関連記事

が見出せる。なお絵図関係の事がらではないが、『米沢市史』所

載「島津利右衛門の事件」にも「岩瀬小右衛門」が登場している

(昭一九一九一—一九二一ページ)。

試みに若干の時期の「分限帳」をひらいてみると、享保十年

(これも右の四冊と同じく国目附に提出したものである——「享保十年宗憲

公御代御国目附本多兵部殿鳥居久太夫殿江被差出留 家中分限帳 上杉弾

正大弼)には「江戸納戸頭 五拾石 絵図方役共ニ 岩瀬小右衛門」、寛政九年

では「与板 貳拾六石五斗九升五合 三十四(才) 御絵図方 岩瀬三左衛門」、

文化六年では「与板 貳拾六石五斗九升四合 四十六(才) 御絵図方 岩瀬

三左衛門」、慶応元年では「与板 文久三年十月家督 五拾石

四十三(才) 岩瀬小太郎」とみえる。

〔なお以下の紹介では、同文書のうち城下絵図、およびこれと関連のふ  
かい城絵図作製についての「御指図」に限り、国絵図についての事項は  
割愛する。〕

五月廿日

●一本多兵部様於御屋鋪鳥居久太夫様御列座上村藤兵衛江被仰開候趣先  
達而周防殿々被差出候 御城絵図見届候外惣惣絵図之表大キニ御座候  
御国絵図々ハ小サメニ致度候大概以付札申達候此段周防殿へ可申達由  
被仰開候但御国絵図之儀へと見届存寄も候へハ追而可申達候且又  
取前申談候書付等之儀取早御見セ可被成哉此段ハ勝手次第漸々ニモ可  
被差出候見届存寄も候へハ追々可申達候由をも被仰開候事

但右 御城絵図之儀惣惣小サク可仕候侍小路などへ小路敷さへ書入  
候得ハ相濟事候間町割之筋引詰候而可然候由被仰開候事

一白子大明神是又色立ニ候へ、大槩ニ社地之形を相記可申候法泉寺杯之  
屋敷形小サク候而も可然由被仰開候事

一御城之大手からめ手其外出入繁有之御門ニ共はつきりと目付有之様ニ  
相調可申候三階櫓ニ段櫓等是又ちよと目付有之様ニ相記尤色分ニメ差  
出可然之由被仰開候事

一御城内ニ井老ツなくて相見へ不申候外ニハ無之候哉并数も有所共々書  
記可申候并蔵敷何蔵と名を書付候様ニと被仰開候事

一御城内之寺院法専寺ニ斗宗旨付有之外之寺院も同宗ニ候へ、何茂同宗  
(宗カ)  
ト成共宗旨付仕候様ニと被仰開候事

一矢さまの數とも帳面ニ相記申様ニ被仰開候事

一帳ニメ可差出趣一書ニメ御渡被成候此帳面ハ御城絵図被指出候相副申  
様ニと被仰開候事紙之儀ハミの紙あつめなるを中々折又中々折小サク

縦相調候様ニと被仰聞候事

一御城内御用水之儀何川と申哉名も有候ハハ書記可申候尤水筋朱引ニ成  
共仕見ヘ分有之様ニ相記可申由をも被仰聞候事

一右御繪圖之儀急ニ指出候ニも不及とくと致吟味相調出来次第御内見ニ  
入可申候尤彩等之儀あまり入念過不申様ニ□□□□恰好之趣ニて御内  
見ニ入候様ニと被仰聞候事

●一御城内御本丸建坪 何程

一二丸建坪 何程

一井戸敷内堀貫敷 何程

一三重櫓 何程

一二重櫓 何程

一渡櫓矢倉門ノ事 何程

一蔵敷 何程

一摠門敷 何程

但内曲輪外曲輪共ニ

一摠堀敷 何程

一侍小路 何筋

内横町何筋

一寺社 何軒

惣曲輪 何程

一東西南北 何程何町

覚

●一今日於兵部様藤兵衛江被仰聞候ハ御城繪圖御園繪圖之内存寄之所可  
申談候先以頃日内見ニ被指出御城繪圖随分一段出来大概ノ指圖可申  
処無御座候乍尔御土蔵之儀取前自是申談候ニも銘々名をうち被相記候  
様ニ申達候得共如此ニてハこと〳〵細カ過たる様ニ存候我等手取ニハ

成程此通一段存候得共御上差上候繪圖ニハケ様程細々ニ無之候共

可然候間敷々蠟燭と有之所物置蔵と成共又金銀受弘蔵と有候処を納戸  
蔵或ハ鐵蔵を武器などト大方御役人衆見配了簡を加被相記可然と存候  
屋又修驗屋敷と有之処取前繪圖相見江申候然処ニ此度内見候繪圖ニハ  
屋敷形斗ニて修驗屋敷之書付不相見候右屋敷ハ御祈禱所ニ候哉御尋被  
成候ニ付而左様ニハ有御座間敷候是ハ吉祥院と申山伏之罷在候処ト存  
候随分小家小屋敷ニ御座候由申上候得ハ外ニも御城下ニ寺院可有候得  
共其段ハ不相見候然ハ此修驗屋敷も被相除候而も不苦方ニ候ハハ御除  
候而も可然候且又法泉寺之儀ハ御牌寺同前之寺ニ御座候由然ハ前方被  
指出候繪圖之通禪宗法泉寺と御書付可然由被仰聞候

一城繪圖四方之疊紙彩り可申哉但白紙ノまゝニても可然哉之趣相伺申処  
一向白紙ノまゝ可然由被仰聞候事

一御園繪圖御城繪圖共ニ御名之認様相伺申所疊候上ニちよと相見申候  
様ニ書記可然由被仰聞

一羽州置賜郡米沢城繪圖 上杉彈正大弼

一羽州置賜郡米沢園繪圖 上杉彈正大弼

右之以心得相認可然由被仰聞

〔以下、園繪圖關係につき中略〕

覚

●一御本丸郭地取 東西何程 南北何程 矢倉敷何程

一二之丸同断 同 同断 石垣高サ何程

一三之丸同断 同 同断 石垣高サ何程

一摠郭廻 蔽ニて御座候哉 土手ニて御座候哉

一東西南北何之御門ノ何之御門迄 石垣長サ何拾何間

一摠郭地取 何町何程

一追手外郭堀 幅広所何程 狹所何程深何程

一升形 東西何程 南北何程

六月七日

覚

一 町数何町何筋横町ともニ 但長サ何程横何程家数何百何程

一 侍屋敷何町何筋 横町共ニ 屋敷数何百何程 但長サ何程横何程

切米取屋鋪組屋鋪共ニ

六月八日

覚

一 頃日於兵部様被仰聞候 御城下之下絵図出来付而今日兵部様へ藤兵衛杯被入御内見候処随分恰好等宜出来候早竟岩瀬方心遣と存候併存寄之義申達候由にて左之通被仰聞候事

一 寺町之分寺号院号銘々書記候方可然候事 但藤兵衛私ニ云三之丸三之丸外共ニ寺屋敷と有之分へハ寺号院号相記可然哉之事

一 大町高札場相記可然事

一 御堀之分所々間々ニ御堀と書付可然事

一 町方川筋へ所々間々ニ用水ト書付可然事

一 三之丸侍小路何町々と町之名書付可然事

一 三之丸町割之内御一族衆御別屋衆并差統候衆之屋敷ハ誰々と屋敷形ノ内へ仮名書付可然事

一 三ノ丸外下屋敷之分も右同様相心得可然事

一 館山通松立所へ並松ト名を書付可然事

一 牢屋ハ書認候ても可然事

一 追廻馬場御馬見所ハ書付可然事

右之趣伊礼半右衛門を以久太夫様へも被成御相談候処御同意之段御挨拶有之由被仰聞候事

同 八月十九日

一 略絵図ニ寺町之儀取前御内見被仰聞候も差立候寺院尤御牌寺等ハ書付

九月十三日

〔九月十二日の分、岡絵図関係につき略〕

一 於兵部様被仰聞候ハ乍無止申達候 御城三階御櫓二階御櫓平御櫓共ニ上段ハ何程中段ハ何程下段ハ何程長サ幅之坪数承度候 御城絵図ニ御櫓之高サハ相見へ候得共何屋敷と申訳見へ不分付而此段申達候由被仰聞候事

九月十九日

九月十九日

九月十九日

九月十九日

九月十九日

九月十九日

九月十九日

九月後日

〔九月廿三日の「覚」、岡絵図関係につき略〕

一 兵部様被仰聞候ハ頃日被仰出候 御上へ差出候御城下絵図之内町割斗有之何屋敷と申訳難相知候依之三之丸之分屋敷割ノ内へハ侍屋敷三之丸外町之分へハ屋敷割之処へ町屋と書付可然候館山通之屋敷へハ奉公人屋敷と成共相記候へ、其訳相見へ可申と存候且又清野内膳方下屋敷我等扣絵図ニハ三ヶ所と清野内膳下屋敷と相見へ申候 御上指上絵図ニハ二ヶ所と相見へ屋敷形ハ有之事ニ候然ハ右屋敷形之所へ清野内膳下屋敷と三ヶ所へ被相記可然旨被仰聞候事

右御絵図被成御渡其上被仰聞候ハ惣而絵図等入候上包之分皆以袋入ニ被成度由被仰聞候事

右御差図書拾一通相渡り候節ハ周防殿御直談ニ而藤兵衛方列座之上右御書付時々ニ御渡其旨御絵方へも申達段之了前仕御内見絵図等差出候上御差図相極り九月十六日物御絵図兩御目附様へ被指上候支

追而御方へ認

草保十年九月十六日 岩瀬小右衛門(印)

追而御方へ認

追而御方へ認

追而御方へ認

追而御方へ認

追而御方へ認

追而御方へ認

追而御方へ認

追而御方へ認

追而御方へ認

追而御方へ認

● 一 矢狭間之數不及書記事

一 櫓之間數右同斷

一 堀之間數右同斷

一 馬場之間數右同斷

一 多門間數右同斷

一 大手之方ニ明地と有之所之色取を相止新番之櫓と同様ニ可仕事

一 所々之名ハ前度書上候通ニ可相記事

一 東西南北之間數右同斷

一 間數書記可申分左之通

櫓 櫓門 升旗 土居 堀  
右之外細カなる所間數書付不及事

同殿 十月十七日

兵部様被仰候覚

● 一 御堀之惣間數書記不及深と幅斗可相記事

一 三階櫓并二階櫓平櫓共ニ間數可相記事

一 矢倉御門ハ間數書記不及矢倉門と斗可書記事

一 土居之儀も高サト鋪斗可相記事

一 間數書朱書之所墨ニテ可認事

一 升旗ハ間數可相記事

一 水筋之所へ所々へ用水と可認事

一 水溜之所角筋ノ内へ溜と可相記事

一 多門之内ニ武器入と有之所右書付ニ不及事

一 一歳之儀名を書記ニ不及只歳と斗可書付事

一 相印之色分ニ不及事

一 御絵圖之彩色惣躰絵ノ心得ニ而極彩色ノ方ニ候故折目等相立不宜候何  
とて差立候分はつきりと見へ分り申様ニ仕度物ニ候縁取なとあつく付

候縁差扣草の汁か杯可然候三階矢倉など白壁ノわけなど無詮事ニ候ミ

へわけの有之様ニ色とりさへ有之ハ相済可申事候惣而絵の心得ニ而彩色有之而ハあまり結構過申様ニ候間色取の心得ニて何とぞ見へ分の有之所第一ト御心得可然候されはとて下絵圖ノ様ニ被致候而ハ不宜候此段御役方へも吞込被申様ニ可申談由被仰候事

右之通追而被仰遣御上り之分御城絵圖考枚相調置十月晦日被指上候但惣御絵圖御受納ハ先達而九月十六日御大抵相濟候ニ付御内証ニ而周防殿へ被仰通訳有之密々相調之指出之但周防殿御宅ニ而相調

頭取 岩瀬小右衛門  
繪方 日駕多柳川  
手伝 小嶋弥七左衛門

御絵圖箱之留

桐箱入 一箱 右外箱も三箱ニメ

一 御城絵圖 右同一箱

一 御城下略絵圖 右外箱同 右ハ御上り

一 御園絵圖 一箱  
機箱入

一 御城下絵圖 (貼紙) 屋敷ノ明細ニ仮名

一 御城絵圖同一箱 右ハ本多兵部様へ

一 右同斷ニメ 右鳥居久太夫様へ

右之通九月十六日指出之 但追而御上り之外箱ハ御返シ袋入ニメ差出之

一 追而御絵圖を以箱并袋之書付相改指上候覚

御上り之分 領内絵圖 御名 右御園絵圖 一箱

御上り之分 城絵圖 并町割絵圖 御名 右御城絵圖御城下略

絵圖一箱 内袋も一袋ニメ

兵部様へ之分 領内絵図 城下絵図 御名 右一箱但内袋ハ二  
 袋ニメ 城絵図 御名 右一箱  
 久大夫様之分 右同断 二箱共ニ  
 追而御指図終 享保十乙巳年 十月 岩瀬小右衛門(印)

冒頭の「本多兵部」・「鳥居久太夫」はこの時の国目附役、「三重年表」享保十年の項に「五月御目付本多兵部鳥井久太夫来十一月皈」とあり「米沢春秋」同九年の項に「五月国監トシテ目附鳥井久太夫本多兵部来ル竹俣市川二家ヲ掃ツテ旅舎トス十一月帰府」(「米沢通鑑要」巻之四にも同様の記載がみえている)、同じく十年三月「監国鳥井本多両使来ル旅舎前ノ如シ十一月帰府」とする。「上村藤兵衛」は前掲の享保十年「分限帳」によれば「江戸留守居役 三百石」である。「周防殿」とは家老の中条周防(同上分限帳で一、五〇〇石)であろう。

「御城絵図之儀」「御国絵図ヲハ小サメニ致度」、そのため「侍小路などは小路数さへ書入候得者」よろしく、「町割之筋引詰俣而可然候」云々についてはその一の精度の項で述べた。

白子大明神は三ノ丸内明神堂町(現、城北町)にあり、古くより置賜地方の総鎮守として、また蒲生氏郷時代より城の鎮護神とされた。

上杉氏もまた鎮守産土神として尊崇し社料五〇石(滅封後は二五

石)を寄進した(くわしくは『米沢市史』七四三―七四四ページ)。

法泉寺は臨濟宗はじめ禅林寺と称し、慶長七年直江兼統の発起によって白子明神の西、御守町(現、城西町)に建立。開山九山宗用。元禄二年藩力をもつて新建され法泉寺と改号。なおリストのうち第七だけが宗旨附を記入しているのは、この法泉寺ばかりでなく「外之寺院も」「宗旨付仕候様」との指示に従ったのである。

御城絵図に相副えて差出した「帳面」とは前出の「四冊之内」の「目録」をさす。

享保十年の「御城絵図」は前記の「御絵図目録、別帳目録、諸書物共」にはリストアップされているが、米沢市立図書館の所蔵分のなかには見出せない。しかし明和五年の「御城絵図」に右の記事があり、享保十年国目附へ提出した城絵図はこれと同内容のものであったことがわかる。

此御絵図之儀者享保十年御国目付本多兵部殿鳥居久太夫殿御越付而御仕立但御城絵図古来之御扣無之付竹俣勘解由齋秀量以新規ニ二分一間仕立被仰付御用方江入御内見候処恰好大キニ付而大概四尺余四方位ニ此図を以為相詰差出候様御指図在之於御目付江被差出候詰絵図之御扣別而在之

御絵図惣量 岩瀬小右衛門

右手伝御右筆書事共 同 半兵衛

御絵図相調惣量 目駕多幽雲

御絵図調 同 洞雲

同 目駕多柳川

同 手伝絵図代 小嶋弥七左衛門

右委細別帳ニ在

右二分一間仕立御絵図清書無之ニ付為御扣明和五年六月中竹  
俣美作当綱量以清書申渡之

御絵図懸 片山紀兵衛

御絵図方 岩瀬左市

御右筆 吉田美濃藏

絵方 小田嶋庄左衛門

果然、本城絵図は「御指図帳」とおりに、郭ごとに総間数が書かれ「建形」には納戸藏・物置藏・蟻藏・城代屋鋪等々が注記され、櫓や矢倉門には高さの他、「梁間〇間、行間〇間」、土居や塀には「高〇間、鋪〇間」をはじめ矢狭間の数にいたるまで詳細をきわめている。

また「建形」から「塚通筋」にいたるまでの一前記の第八と全く同一の―七つの色分けが凡例を掲げて行なわれており、明和六年の二ノ丸より内側を詳記した城下絵図は、この享保十年式の城

絵図の図式を承けたものであることが判明する。先に幕用絵図の〈モデル〉のことを云々したが、それは「城下絵図」のそれであって、第五(享保七)も、正徳の城絵図も―それ以前のものはむろんのこと―、城内については極めて簡略にしか描かれていない。「御城絵図古来之御扣無之付」この享保の巡見使への提出を機に竹俣勘解由が「新規ニ二分一間」をもって作らせたのである。竹俣氏は家老で一、〇〇〇石(享保七年分限帳。二分一間は三〇〇分の一のスケールである。米沢にとつての初めての本格的な城絵図の出現である。

なお、この記事には城絵図作製の〈組織〉ともいうべきものがあらわれていて大いに興味がある。岩瀬氏については前言したが、目駕多氏は「其之祖、信明画を以て上杉定勝に任へ、其子孫代々御抱絵師となり、藩の画柄を握れり」(『米沢市史』六八九ページ)。「三重年表」卷之二、正保二年の項に「二月二日今度御領分並御絵図御書上ノ命アリ右御用掛六人年寄富所三郎兵衛元重関原三右衛門城秀画工目賀多洞雲ニ仰付ラレ御使番林辺八右衛門是房栃本弥次右門衛信親同断」また八月「廿八日御国絵図出来ニツキ富所関原目賀多持参江戸へ登り井上筑後守へ差出シ九月廿八日此三人江戸ヲ立下ル」とある。洞雲は信明の号。

長男信相は幽雲と号し、その弟守息は雲川と号し狩野探幽に学



ぶ。それぞれ北目賀多家・南目賀多家の祖となった。

若干の時期について分限帳を検するに、延享二年「御小姓御側  
法鉢 五人扶持 目賀多洞雲、三人扶持七両二歩 （絵師） 目賀多柳川」。

安永二年「外様法鉢 五人扶持 二拾九俵三斗四升二合八勺六才

玄米 目賀多東雲、三人扶持 右同断 目賀多雲川」。寛政九年

「御中之間御番医師絵師 三人扶持 二拾九俵三斗四升二合七勺

五才 （絵師） 目賀多雲川、五人扶持 同 目賀多幽雷」。文化六年「外様

法鉢絵師共ニ 五人扶持 二拾九俵三斗四升二合七勺五才 目賀

多探雲、三人扶持 同 目賀多雲林。慶応元年「天保八年八月家

督五人扶持 二拾九俵三斗四升二合七勺六才 四十一（才） 目賀 （絵師）

多幽雲、弘化四年九月家督 三人扶持 同 三十六（才） 目賀多

雲沢」。

米沢藩の修験道については『米沢市史』にも詳しい（七七二―七

七三ページ）。

「彈正大弼」は上杉氏第七代宗憲（享保七年六月家督、十九年五  
月卒す）。

六月七日、八日の「寛」は前記の「御城絵図副目録」や「町数  
并間敷屋敷教書上申帳」として実現されている。前者の冒頭の  
一部を参考までに掲げておく。

就城絵図御尋之御答申上候寛

一本丸 地取

一、三百四拾九間四尺 （貼紙） 地取惣廻り也

町ニメ五町四拾 （九間四尺）

東西 九拾三間半 南北 八拾四間半

「清野内膳下屋敷」の清野氏は歴代の重臣で延享二年および安

永二年の分限帳では「奉行」で一、四一六石六斗六升六合および

同石六斗六升二合。

「御絵図之彩色」の個条では、極彩色にせず「色取の心得にて」

「見へ分り」第一と心掛けるようにと、地図の記号としての彩色

を説いており興味ぶかい。

末尾には絵図提出の最終的な形が記録され、「お上り」分およ

び両目附への分と、それぞれ国絵図・城下絵図・城絵図が一組に

されているが、この際、国目附への分は屋敷割の明細の入った絵

図となっているのが注目される。

後記

小稿の執筆、とくにその二については、阪大文学部国史研究室の時野  
谷勝先生、大学院学生加地宏江氏の御教示、御支援を得た。また「はし  
がき」でふれたように、城下絵図ならびに関連史料は、先年、米沢市立  
図書館において調査させて頂いたものであるが、今般、成稿にあたって  
関西大学附属図書館、同文学部助教小山仁示氏の御厚意により、所蔵  
のマイクロフィルム版「上杉文書」を利用することができた。なお本稿  
は昭和四十七年度文部省科学研究費補助金（代表者脇田修）による研究

の一部である。付記して厚く御礼申し上げる次第である。

① この際、除かれた城地のみを対象とするものは、いまいち広義の城下絵図の(二)部分図というよりは、すでに城絵図(城郭図)という別個の範疇に属するものであり、本稿でも直接の考察対象からは除外するが、むろん(一)の狭義の城下絵図とは密接な関わりをもつ、——この点については後にふれる。

② 米沢では二ノ丸より内が事實上の「城内」であり、三ノ丸はすでに侍屋敷地区の一部に転化した街区の内山下となっている(拙著『都市プランの研究』昭四五 第二編 参照)。

③ 藩政史研究会編『藩制成立史の総合研究——米沢藩』昭三八 三二五—三三〇。長井政太郎『置賜地方の郷土集書』昭三一。

④ このような点で第八(明和六)は幕用絵図的な要素がつよいが、この年には巡見使の来藩その他、幕用に供すべき事件が、見当らない。一方、後述のようにこの絵図のみが「凡例」を掲げて色分けを試みており、また寺社にも城内の建物群と同様に詳細な注記がなされている。あるいは明和四年家督した治憲がこの年十月「初テ御入国」、「十一月三日ヨリ八日迄御入部御祝アリ。八日御城内上覽。十二日御廟御参。十九日御神参但林泉寺ノ春日明神へハ前々御参ナキ処当若始テ御参アリ」(「三重年表」『新編 鶴城叢書』上巻 昭三五 所収)などと関連あるものか。

⑤ 幕府に提出のものだけでなく、藩側の扣の絵図もふくめる。

⑥ 「好書故事」巻二十八(『近藤正奇全集』第三巻 所載)の元禄新国絵図の条にも「城絵図百五十七枚城小絵図四百十九枚アリ 城絵図城小絵図ハ正保ノ製モ混ゼルモノカ今辨シ難シ」とある。

⑦ 「三重年表」正徳元年の項に「七月十一日御池邊御願アリ御老中阿部豊後守殿へ御留守居片桐六郎左衛門ヲ以テ御達御口上書ニテ羽州

置賜郡米沢私居城之崩年々埤申候間漸々浚申付度奉願候絵図相調委細書付仕差上申候宜御指図奉頼存候以上七月十一日上杉民部大輔トナリ」、また「五月米沢城三丸隄渡同五年落成」とある。なお「米沢春秋」正徳二年、「米沢通鑑聖要」巻之三(『新編鶴城叢書』下巻 昭三六 所収)正徳元年の項にもほぼ同様の記録がみえている。

⑧ 二御丸三御丸御堀年々埤候所ノ御座候ニ付而御要害ノ御堀ニ候得共浚被 仰付候而可然存候致言上候ニ付而其通可然被 思召候ニ付而宝永六年八月中御普請奉行御扶持方組ノ四人被 仰付候併 御城廻御堀之儀故 公儀江御窺被 仰上御差図次第可被 仰付候由被 出之正徳元年七月中御絵図御仕立江江被為差登阿部豊後守殿江御伺被仰立候御扣絵図并右一卷之書付等御蔵江納置候ニ付而入日記一御城廻堀あせ所之御絵図巻枚(「前掲『御堀浚之絵図』の裏書きとはば同文につき省略)

一御城下御絵図堀あせ所朱引巻枚  
右者豊後守殿御差図付而追而被相調為御差登被成候御絵図正亨(以下略。これが前記の「モデル」に拠った城下絵図であろう。)

一帳面 巻冊(以下略)

一絵図 巻枚 右者閉合付而酒井左衛門尉殿留守居ノ借出候絵図右之通御絵図ニ致裏書御蔵江江置候年々致虫干可差置者也

正徳元年 九月十一日 中条修理

御絵図後

岩瀬小右衛門殿

井上権右衛門殿

富所宇左衛門殿

東九郎右衛門殿

小嶋源

「井上権右衛門」ほか四名は土蔵役頭と思われる。

⑨ 拙著『幕府撰正保城絵図解説』近刊の予定。

⑩ 米沢城の場合は天守閣、石垣を欠いているが、他城下ではこれらも景観図となっている。

⑪ 「国絵図可仕上覚」(「好書故事」巻二十八 前掲注⑥ 所載)。

これは元禄の「新国絵図重修ノ時ノ令」らしいが、正保の時も同様の「令」の出されたものと思われる。(前掲注⑨) 参考。

⑫ 脱稿後『日本古地図大成』(中村祐監修・海野一隆・織田武雄・室賀信夫編集 昭四七) 所収の「米沢城下町絵図」(正保二年頃 二二〇×一三一・二センチ 上杉隆憲蔵)をみる事ができた。今泉亨吉氏の解説によれば、リストの第一、つまりいわゆる「正保絵図」の「下絵である」と推測されるが、正保絵図とことなつて三ノ丸より内のみが描かれているので、直接の下絵ではないであらう。詳細な屋敷割入りであり、林泉寺なども景観図として描出され、また城濠・河川も単なる「水色」ではなく波形を書き加えて、より写生風である。藩用絵図として作製されたものであると思ふ。

⑬ もっとも「水色」系統の埒内において、紺・青などのヴァラエティは存する。

⑭ 正保絵図の道の表現は、正確にいえば「黄色」ではなく、朱線が併用されている。この黄・朱両者についての解釈も前掲注⑨に譲る。

⑮ たとえば「侍町」についても、あるいは「侍屋鋪」とし「侍屋敷」とするなど、細部の書き方は諸城下において相違する。

⑯ 他城下の場合では、後期の絵図になると、注記なしで、色分けを凡例で示したものが多くみられるようになる。

⑰ 正確にいえば街区単位ではない。米沢では一ブロックの短辺が五〇間で、両長辺に各戸が間口六間をとり、六間×二五間＝一五〇坪が屋敷割の基本的規模とされた。この一ブロックに背合せに割出された二行の屋敷地群ごとに注記が施されているのである(拙著『都市プラン

の研究』第二編第三章「町割と屋敷割」、和田敦雄「米沢市内における屋敷割と屋敷内における土地利用の変遷」大塚地理学会論文集 四 所収)。

⑱ 第七(享保十年)についてはその二参照。第八は幕用絵図に似ているが、あるいは藩用絵図とも思われるふしのあることは前掲注④で述べた。

⑲ 前掲注⑨の参照。なお百姓屋と隣接する「奉公人屋敷絵図」には「百姓屋敷〇〇軒」の注記もある(第十二など)。

⑳ 屋敷割入り、寺号入りで藩用絵図であるが、これらの点からみて幕用絵図の下図として作製されたものと思われる。

㉑ ちなみに後掲の「御堀浚之御絵図入日記」には「二分一間」という縮尺がみえている。

㉒ 阿刀田令造『仙台城下絵図の研究』昭一一 一二ページ。

㉓ Niels Gutschow, Die Japanische Burgstadt (Jokanachi), Vorbericht, 70 S. 19. なお「N・タツチエウの城下町研究」(拙著『城下町研究ノート』昭四七 第一編第三章) 参照。

㉔ 第二(承応二年頃)の絵図がつくられた機縁は明らかでないが、承応二年には国目附下曾根三十郎・桑山伊兵衛が来藩している(「三重年表」また「米沢春秋」・「米沢通鑑要」 卷之二の三月の項)。これらの記録には絵図提出のことは全く書かれていないが、あるいはこの件に関連しての藩用絵図の作製であったかもしれない。

(大阪大学文学部助教・)